

共に

塩尻市生涯学習部男女共同参画課

塩尻市大門七番町四番三号

TEL：(0263) 52・0280 内線3151

FAX：(0263) 54・2705

Eメールアドレス：kyoudou@po.city.shiojiri.nagano.jp

男女共同参画社会 “昔と今”

変わってきたこと・変わらないこと

男女共同参画推進事業から

女と男21世紀セミナー「地域づくりシンポジウム」



オープニング
～ミニコンサート～



～旗揚げアンケート方式により
会場の皆さんも参加～

7月4日(土) 塩尻総合文化センター講堂にて「地域づくりシンポジウム」を開催いたしました。

～共に考えよう 塩尻の未来を！～ をテーマに、コーディネーターと3人のシンポジストをお迎えし、日々感じていることや地域の課題などについて話し合っていました。



男女共同参画

男女共同参画のシンボルマーク
男女が手を取り合っている様子

男女共同参画の視点から “昔と今” 変わってきたこと・変わらないこと



昔 変だと思ったこと 現在 変わってきたこと 変わらないこと

I 地域社会の制度や慣行

平成21年度 男女共同参画週間入選標語

共同参画 新たな社会のパスワード

改善できないわけ

- 国による制度は整備されても、実際に取り組む企業がまだ少ない
- 管理職登用への教育・研修の機会は男女平等にあるが、積極的に女性を登用しようとする意識が低い
- 男性が家事をするようになってきたが、実際には女性の負担がまだまだ重い
- 女性は地域役員の経験が少なく、仕事量も多いことから、役員になることを躊躇してしまう
- 女性が育児から手が離れ再就職しようとしても、退職前と同じ条件で働ける場が少ない。また、働く場が確保できても、仕事の進め方の変化で復帰が困難な場合がある
- マスメディアが描く女性像・男性像には性差別が多く、女性が商品化されている

改善されるためには

- ◎男性・女性にかかわらず、平等に方針決定の場へ参画できる（役職に就く）ための研修の機会の充実
- ◎男女共同参画推進のために、企業や事業所に対し啓発や支援を更に充実
- ◎女性が地域の役職に就くことができるような地域行政の見直し（男性が就くことが慣例になっていることや業務量の軽減など）や、女性に経験を積む機会を与える
- ◎育児休業中に職場情報を流したり、職場復帰のための研修の場を設けることが必要（カルチャーショックを与えない）
- ◎DV・性暴力・ポルノなどの被害について理解を深めたり、取締りの強化

男女共同参画目標

男女が、共に個人としてその人権が尊重され責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会

III 仕事や家庭を両立できる働き方の促進

- 変だと思ったこと
- ◇「女性が仕事を持つなら、家事をきちんとやってからやるように」と言われ、仕事と家庭の両立は難しく、結婚・出産で退職する女性が多かった
 - ◇家事や育児をしない男性が多かった
 - ◇共働きの家庭では、女性が仕事も家事・育児もとなりがちであった

- 変わってきたこと
- ◇共働きの世帯が多く、家事・育児・介護は、男女関係なく出来る人がやるようになってきた
 - ◇出産・育児・介護休業、また、柔軟な働き方など、仕事や家庭が両立できる職場環境を整える企業が増えてきた
 - ◇家事・育児・介護をする男性が増えてきた
 - ◇行政による子育て支援制度が充実してきた

- 変わらないこと
- ◇国内の7割の女性は結婚・出産で退職する
 - ◇家事をする男性が増えてきたが、まだ、家事の大半は女性が担っている

IV 性の尊厳を確立し、女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 変だと思ったこと
- ◇売春が制度として認められていた
 - ◇「夫婦喧嘩は犬も喰わない」といわれ、DVは見ても見ぬふりをする場合が多かった（DV＝ドメスティックバイオレンス＝配偶者や親しい人からの暴力）

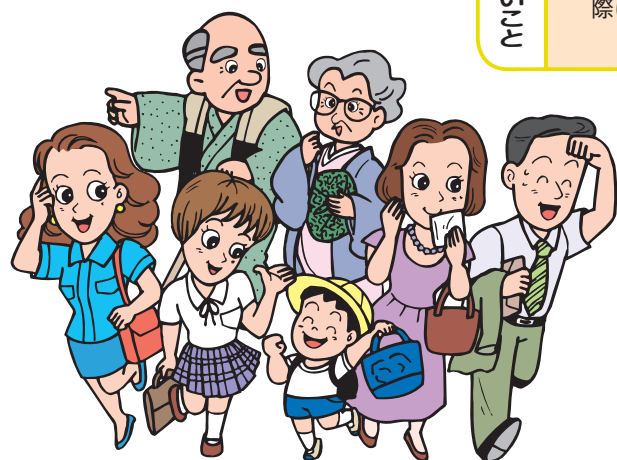
- 変わってきたこと
- ◇DVやデートDVの被害に会う女性が増え相談件数も多くなってきている
 - ◇女性に対する性暴力事件が後を絶たない
 - ◇女性や児童を犠牲にしたポルノ産業が依然として横行している

- 変わってきたこと
- ◇売春防止法が制定された（昭和31年）
 - ◇国連総会で“女子差別撤廃条約”が採択された（昭和55年）
 - ◇DV防止法が制定された（平成13年）、この法律により、DVは犯罪として扱われる
 - ◇DVを受けている女性や、被害にあった女性への相談機関が多くなってきた
 - ◇セクハラ行為やパワハラ行為は刑事告訴ができるようになった

V 男女共同参画社会に向けた推進体制

（塩尻市の取り組み）

- 男女共同参画都市を宣言（平成6年）
- 男女共同参画基本計画策定（平成14年）
- 第二次男女共同参画基本計画策定（平成18年）
- 本年度の男女共同参画推進事業
 - ①人材育成事業（男女共同参画推進交流会・女と男21世紀セミナーなど）
 - ②男女共同参画啓発事業（男女共同参画推進企業セミナー・セクハラ防止セミナー・男女共同参画情報誌やオフトークによる啓発など）





管理職として活躍されている女性の紹介



八十二銀行塩尻西支店長

小原 由美さん

一、登用の理由

① 企業制度の改革

以前は、女性は結婚して退職するのが当たり前、重要な仕事は男性がするもの、という風土・意識がありました。近年、企業としてワーク・ライフ・バランスへの取り組みを強化するなか、女性の活躍に向けた場・機会の創出を目的とし、女性の管理職登用の積極化や結婚・出産後も働ける制度が整備されました。

② 自分自身の意識変化

周囲に手本とする女性管理職がいない、管理職になるなんて無理、と思い込んでいましたが、「これからは女性が活躍する時代」「何事にも積極的にチャレンジすることが重要」「自己啓発のためにいろいろな試験を受けてみよう」と、女性の登用に理解のある上司の助言があり、一歩を踏み出すことで成長するチャンスを受け入れたこと。そして、辛いことやくじけそうなことがあっても、仕事を投げ出さず続けてきたことが現在に繋がっています。（もちろん、支えてくださった周囲の方のお陰でもあります）

二、現在の状況

女性管理職として、部下もお客様も好意的にみてくださっているが、それに甘えては駄目と思っています。ひとつの部署を

任されているという責任の重さと、自分の力量不足を日々痛感しています。自分の足りない部分は、周囲に協力を求め助けってもらい、組織の力を活用することで何とか乗り切っています。

男性の部下も当然いますが、性別に関係なくほめるときはほめ、注意するときはする。部下の成長や可能性のため期待し、仕事の経験や機会を与えていきたいです。

多様な働き方を実現する制度として、パートから正社員への転換制度、出産休暇・育児休業、半日の休暇制度等が整備されています。子育てだけでなく、親の介護が必要な独身者もいるなか、制度を活用しながら、そこで働く者同士の理解や協力意識の醸成に取り組んでいきたいです。「お互い様」の意識が思いやりのある働きやすい職場をつくり、仕事や家庭の両立が図れることに繋がるとしています。

三、今後について

「心配しなくても大丈夫」「私にだって出来るのだからあなたならきっとできる!」と、女性管理職として後に続く女性を、何とかなるさの見本として、勇気付けられれば嬉しいですね。

※

小原さんには、本年二月四日に行われました「男女共同参画推進企業セミナー」で講演をしていただき、大変好評でした。



平成三十二年

男女共同参画推進の事業

◆ やさしく女と男推進講座

第一回 日時 九月二日（水）

午前 一時～二時三十分
場所 塩尻総合文化センター

第二回 日時 九月三〇日（水）

午前 一時～二時三十分
場所 塩尻総合文化センター

◆ 吉田地区男女共同参画推進会議

日時 九月一七日（木）

午後 七時～八時三十分
場所 吉田地区センター

◆ 女と男二世紀セミナー

「井戸端会議」（大門地区）

日時 一〇月一五日（木）

午後 七時～九時
場所 イトーヨーカドー

◆ 男女共同参画推進企業セミナー

日時 一〇月一九日（月）

午後 一時三十分～二時四十分
場所 塩尻総合文化センター

◆ セクシュアル・ハラスメント防止セミナー

日時 二月一六日（火）

午後 一時三十分～三時
場所 塩尻総合文化センター

編集後記

今回の本誌は、男女共同参画という意識が希薄だった過去、取り組み中の現在、そして将来に向けての課題を取り上げてみました。

そこには、この事業の取り組みについての難しさも垣間見えました。（川上 博昭）

私たち女性は、過去に比べると様々な生き方ができるようになり、その選択肢も多様になってきました。子育てに幸を見出す人もいれば、仕事が生きたい人もいます。そのどちらの人も生活が保障されるような、そんな世の中になることを願ってやみません。（小林 道代）

「男女共同参画」ってなに？ まず、これから始まった私ですが、「共に」の編集に携わらせていただくなかで、勉強させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。（小松 浩子）

月日の経つのがとても早く感じられる今日この頃です。仕事と生活の調和（WLB）はできているだろうか。やさしく女と男情報誌「共に」にかかわる機会を得たことで、今一度、皆さんと一緒に考え協力しながら、勉強させていただこうと思います。（中野香代子）

相談の案内

お気軽にご相談ください

- 塩尻市女性相談 0263-54-0783
月・水・金 9:00～17:00
- 塩尻警察署（生活安全課） 0263-54-0110
- 県松本保健福祉事務所（松本合同庁舎内）
0263-40-1913
0263-40-1914
- 県配偶者暴力相談支援センター
県女性相談センター 026-235-5710
県男女共同参画センター（あいとびあ）
0266-22-8822
- 児童虐待・DV24時間 ホットライン
0263-91-2410